

緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準
第6条第2号の規定に基づく港湾局の基準

緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準第6条第2号の規定に基づき、同基準別表3の地区における建築物の緑化率について、次のとおり定め、平成27年4月1日から施行する。

地区	敷地面積	
	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
臨港地区 (商港区 マリーナ港区 修景厚生港区 区分指定なし(無分区))	5%以上	10%以上
その他 (埋立工事施工中区域 港湾関連用地(別に定めるもの))	5%以上	10%以上

- ※1 横浜ベイサイドマリーナ地区における建築物の緑化率は、敷地面積の大きさを問わず、すべて6%以上とする。
- ※2 地上部の緑化施設が道路境界から10メートル以内に整備される場合において、当該緑化施設の幅が60センチメートル以上で、かつ敷地外からの視認を妨げるものがなく、公開性に配慮されているときは、その面積に1.3を乗じて得た数値をもとに、緑化率を算定することができる。